

忠岡町災害廃棄物処理計画

令和7年3月

忠 岡 町

目次

第1章 総則	1
第1節 災害廃棄物処理計画の概要	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の見直しのあり方について	2
第2節 基本的事項	3
1 対象とする地震災害と廃棄物	3
2 災害廃棄物の発生量の推計	6
3 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計	7
4 仮置場	9
5 一般廃棄物処理の状況	12
第2章 組織及び協力支援体制	14
第1節 処理体制と業務概要	14
1 処理主体	14
2 体制と業務概要	15
第2節 関係機関との連携及び府・市町村・民間事業者との相互支援	24
1 自衛隊・警察・消防との連携	24
2 民間事業者等との支援協定の締結	24
3 都道府県・市町村・民間事業者による応援体制	24
4 災害ボランティア	25
第3節 広報と情報発信	27
1 災害廃棄物の分別・処理に関する普及啓発・広報	27
2 災害廃棄物の減量に関する普及啓発・広報	28
3 住民への情報伝達方法	28
第4節 教育訓練・研修	29
第3章 災害廃棄物処理	30
第1節 生活ごみ等(避難所ごみ)の収集、処理・処分	30
第2節 し尿処理	32
第3節 災害廃棄物処理	33
1 災害廃棄物処理実行計画	33
2 発生量・処理可能量	34
3 収集運搬計画	34
4 災害廃棄物の処理方針	34
第4節 仮置場の運営・管理	37
第4章 その他	40
第1節 感染症対策	40
1 廃棄物排出時の対策	40
2 ごみ処理時の対策	41

3. 有害廃棄物・危険廃棄物の対策	41
4.アスベスト対策	41
第2節 処理事業費等	42
1 補助金申請.....	42
2 町の補正予算.....	42
第3節 その他	43
1 環境対策、モニタリング、火災防止対策	43
2 思い出の品等.....	44

第1章 総則

第1節 災害廃棄物処理計画の概要

1 計画策定の目的

忠岡町災害廃棄物処理計画(以下、本計画と言います。)は、将来発生が予測される大規模災害に備え、忠岡町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、早期に復旧・復興させることを目的に策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、環境省の定めた災害廃棄物対策指針(平成30年改定)に基づき策定し、大阪府災害廃棄物処理計画及び忠岡町地域防災計画(令和3年3月改定)(以下、町防災計画と言います。)と整合を図り、災害時に発生する膨大な災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための基本的な考え方を定め、処理方法や処理手順を示すものです。

本計画と関連する計画の体系図を、図1-1 に示します。

本町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めますが、実際の被害状況等により柔軟に対応し、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を行います。

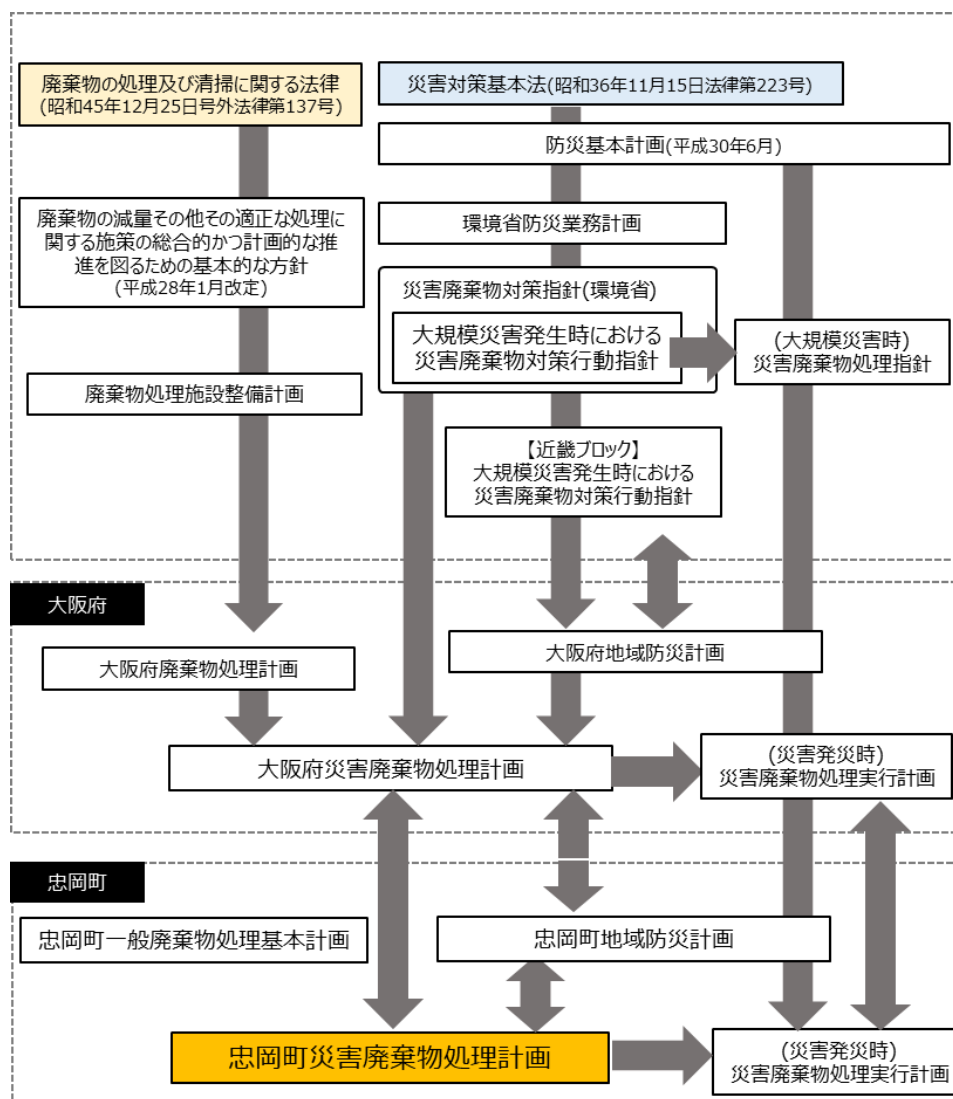


図1-1 計画の位置付け

3 計画の見直しのあり方について

本計画は、国の指針や大阪府災害廃棄物処理計画、町防災計画が改定された場合等、状況の変化に応じて、適宜追加・修正を行うこととします。

また、他の地域で災害廃棄物処理を行っている場合には、対応状況等の情報収集に努めることとします。

第2節 基本的事項

1 対象とする地震災害と廃棄物

(1) 対象とする地震災害と被害想定

本計画では、町防災計画において、最大規模の災害として被害想定がされている「南海トラフ巨大地震」を対象として、計画を策定します。

なお、風水害については、災害廃棄物の発生量は地震災害と同等のものになると予想されることから、地震災害時の想定を適用して対応するものとします。

表1-1 想定する災害(地震)

項 目	内 容
想定地震	南海トラフ巨大地震
予想規模	マグニチュード 9.0～9.1 震度 5 強～6 弱
建物全壊棟数	70 棟
建物半壊棟数	1,471 棟
避難人口(避難所生活)	3,397 人

出典: 忠岡町地域防災計画(資料編)を基に作成

(2) 対象とする廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、地震や風水害及びその他自然災害により発生する廃棄物のうち、表1-2に示す生活環境の保全上支障があり、処理することが特に必要と認められる廃棄物です。また、避難所ごみなどの生活ごみは災害廃棄物ではありませんが、災害時に発生する廃棄物であることから、本計画でも対象としています。

なお、災害廃棄物対策指針に基づき、放射性物質及びこれによって汚染された災害廃棄物は、本計画の対象外とします。

また、道路や鉄道等の公共施設、工場、事業所等からの災害廃棄物の処理については、原則としてそれらの管理者が行うものとします。

表1-2 対象とする災害廃棄物

種類内訳		内 訳
地震、水害及びその他自然災害により発生する廃棄物	木	くず柱、はり、壁材等の廃木材
	コンクリートがら等	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリート、木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在し、概ね不燃系の廃棄物
	畳・布団	被災家屋から排出される畳又は布団で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	小型家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車等 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場並びに飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
	有害物及び危険物	アスベスト含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、医薬品類、農薬類、有害物質(フロン類、CCA、テトラクロロエチレン等)、スプレー缶、カセットボンベ、リチウムイオン電池、太陽光パネル等
	その他適正処理困難物	ピアノ、マットレス、漁網、石膏ボード等の処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。)
被災者又は避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ (災害廃棄物ではないが、災害時に発生する廃棄物であることから記載しています。)
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等 (観光客等による避難所利用による発生も対象に含む。)
	し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿 (観光客等による避難所利用による発生も対象に含む。)

※土砂の扱いについて

土砂は、廃棄物処理法上の廃棄物には該当しないものとなるため、国の各省庁の補助制度も踏まえ、町での取扱いを調整し適切に対応します。また、土砂混じりのがれきについても、国に対して取扱いを協議しながら対応します。

(3) 災害廃棄物の特徴

地震災害と風水害により発生する災害廃棄物の特徴などを表1-3に示します。

災害の種類により、災害廃棄物の発生箇所、特徴及び組成は大きく異なることから、災害発生時には、被災状況を迅速に把握し、災害廃棄物処理の体制を整えるものとします。

なお、風水害による災害廃棄物は、水分を含んだ畳や家財道具が多く、これらは腐敗しやすいほか、衛生上の問題もあるため、浸水家屋は水が退いたら直ぐに片付けが始まることから、地震災害よりも迅速な対応が必要です。

また、生ごみ等を含む生活ごみについても、発災前と同様に排出されますが、腐敗等衛生面の問題があることから、迅速な収集を行うことが重要です。

表1-3 災害廃棄物の特徴など

項 目	地震災害	風水害
発生箇所	・地盤や土地利用などの状況によって変化 (耐震性の低い建物や液状化しやすい土地の建物が被災)	・河川氾濫は町内全域に影響 ・ゲリラ豪雨による内水氾濫は局地的に発生 ・浸水被害は低地部に被害が集中しやすく、ほぼ全域が低地である本町への影響は大きい
特徴	・時期を問わず、突発的に発生 ・家財などと倒壊家屋解体廃棄物に分別 ・倒壊家屋解体には重機使用	・夏～秋季を中心に発生(集中豪雨や台風時期) ・腐敗、悪臭及び汚水を発生 ・浄化槽が浸水すると機器の故障などで浄化槽機能が損なわれることが想定される
組成の違い	・大型ごみが大量に発生 ・処理困難物の発生 ・倒壊家屋解体は、大量のコンクリートがら、木くずが発生	・木くずや大型ごみ(家具など)が大量に発生 ・水分を含んだ畳や土砂付着家具などが大量に発生 ・大量の生木、流木が混入

2 災害廃棄物の発生量の推計

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、災害廃棄物処理計画を作成するための基礎資料として重要です。

(1) 地震被害による災害廃棄物発生量

本計画で想定する地震被害による災害廃棄物の発生量の推計は、表1-4のとおりです。

本計画において、最も甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震では、42,023tの災害廃棄物の発生が推計されます。

表1-4 地震被害による災害廃棄物の推計発生量

区 分	被災戸数	原単位	廃棄物発生量	備 考
全壊	70棟	117t／棟	8,190t	
半壊	1,471棟	23t／棟	33,833t	
木造焼失	0世帯	78t／世帯	0t	
合 計			42,023t	



種 類	構成比(%)	発生量(t)
合計	100	42,023
可燃物	18	7,564
不燃物	18	7,564
コンクリートがら	52	21,852
金属くず	6.6	2,774
柱角材	5.4	2,269

出典:環境省 【技1-11-1-1】災害廃棄物等の発生量の推計、災害廃棄物対策指針資料編【技14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法をもとに作成

3 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計

(1) 避難所ごみの発生量

本計画で想定する避難所ごみの発生量は、南海トラフ巨大地震被害による避難者数を用いて、次の方法で算出するものとします。

$$\text{避難所ごみの一日当たりの発生量} = \text{避難者数(人)} \times \text{発生原単位(g/人・日)}$$

- ・避難者数に原単位を乗じて生活ごみの発生量を推計する。
- ・原単位は、収集実績に基づき設定する。

出典：災害廃棄物対策指針資料編【技14-3】を基に作成

また、避難所ごみだけでなく、家庭から排出される通常の生活ごみ(燃やすごみ)についても収集・処理は継続する必要があるため、速やかに避難所も考慮したごみ収集体制に移行できるよう検討を行います。収集した避難所ごみは生活ごみと同様に、忠岡クリーンセンターで受入を行います。

なお、生活ごみの排出は、発生した災害廃棄物と混在しないように収集方法の確立・住民への周知を徹底し、仮置場へは生活ごみを搬入しないように周知します。

また、資源ごみや不燃ごみ等、衛生面に問題のない廃棄物については、収集運搬・処理体制が復旧するまでは、家庭や避難所において保管してもらうこともあります。

表1-5 南海トラフ巨大地震による避難所ごみの推計発生量

災害種別	避難者数 (人)	発生原単位 (g/人・日)	避難所ごみ 全量(t/日)
南海トラフ巨大地震	3,397	822	2.79

出典：「令和4年度一般廃棄物処理実態調査結果」(令和6年3月 環境省)

(2)避難所におけるし尿発生量

本計画で想定する避難所における仮設トイレからのし尿発生量は、南海トラフ巨大地震被害による避難者数を用いて、次の方法で算出するものとします。

避難所における一日当たりのし尿の発生量＝仮設トイレ必要人数×し尿の1人1日平均排出量

- ・仮設トイレ必要人数：避難所避難者数
- ・1人1日平均排出量：1.7L／人・日

出典：災害廃棄物対策指針資料編【技14-3】を基に作成

仮設トイレを設置した場合は、設置翌日から収集が必要となります。そのため、設置に係る手順、必要車両（種類・台数）、手配先等をあらかじめ整理し、発災時には設置情報を幅広く周知するよう努めます。

表1-6 南海トラフ巨大地震による避難所からのし尿発生量推計発生量

災害種別	必要人数 (人)	平均排出量 (L/人・日)	し尿発生量 全量(L/日)
南海トラフ巨大地震	3,397	1.7	5,774.9

出典：災害廃棄物対策指針資料編【技14-3】

4 仮置場

災害時には、片付けごみやがれきなどの災害廃棄物が大量に排出されます。これら大量に排出される災害廃棄物が忠岡クリーンセンターへ直接搬入された場合、通常の廃棄物処理業務が阻害され滞る事態が懸念されます。

こうした事態を回避する為、暫定的に積み置きできる仮置場を確保することが必要であるため、発災時に大量に災害廃棄物が発生すると予測された時点で仮置場の開設、搬送を行うことができるよう、候補地の選定を行うとともに、仮置場の設置・運営についても検討し、マニュアル化するものとします。

(1) 仮置場の分類

本計画で用いる仮置場の定義は、表1-8のとおりです。

仮置場には、本町のごみ処理フローにおいて一度に処理ができない大量の災害廃棄物を一時的に保管するためだけでなく、大量の災害廃棄物を被災現場から移動させることで、速やかな復興・復旧に向けた対応を行いやすくするための役割があります。

仮置場は住民が直接災害廃棄物や片付けごみを持ち込む一次仮置場と、災害の規模が大きいときに、処理施設での処理等が円滑に進むよう災害廃棄物の機械選別や再資源化を行うための二次仮置場に分けられます。

一次仮置場は比較的生活圏に近い場所に、災害の規模・状況に応じて設置します。

二次仮置場は、一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別(一次仮置場より詳細な分別)や、仮設の破碎・選別機等を設置して運営するので、出来るだけ生活環境に影響が無いように離れた場所に設置します。

表1-8 仮置場の定義

一次仮置場	災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う場所 (二次仮置場での保管・処理を行うまでの間に集積)
二次仮置場	一次仮置場から搬出した災害廃棄物を集積し、選別や仮設処理施設を設置し中間処理を行う場所。一次仮置場で分別ができない場合等、災害の規模に応じて、必要と認められる場合に設置する。

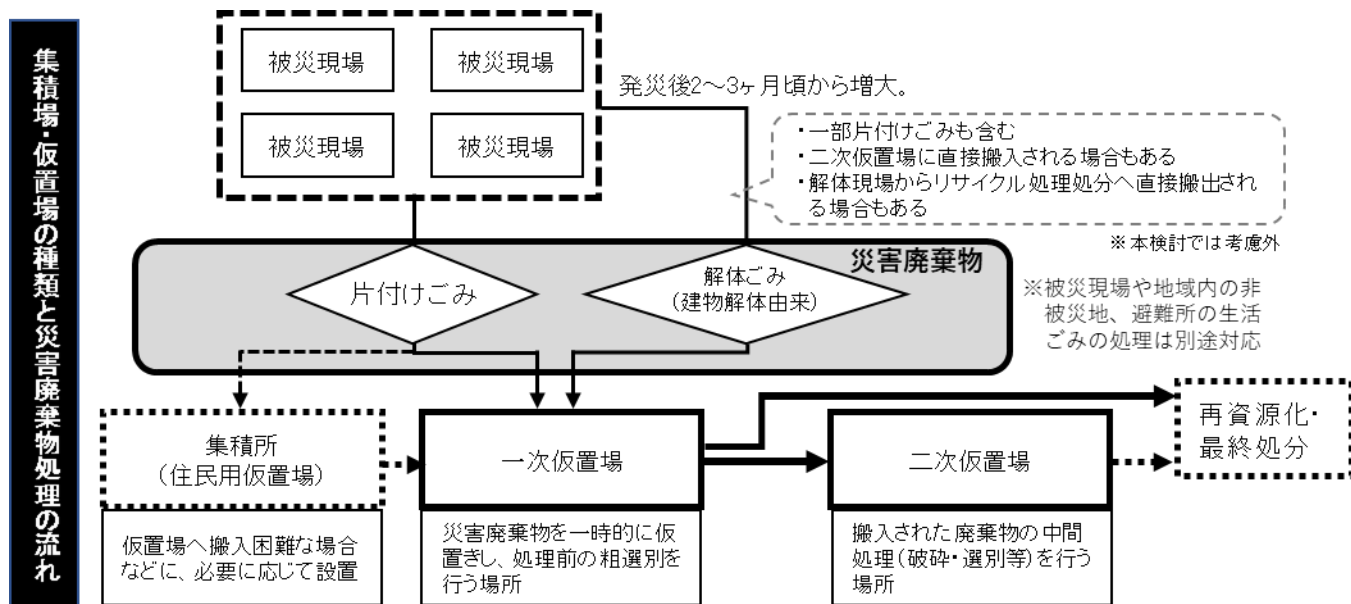


図1-2 仮置場の定義と災害廃棄物処理の流れ

(2)必要面積の算出

災害廃棄物推計発生量を一度全て仮置場に搬入すると想定し、以下の方法で仮置場の最大必要面積を算出します。

$$\text{面積} = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

集積量 : 災害廃棄物の発生量－処理量

見かけ比重 : 可燃物0.4(t/m³)、不燃物1.1(t/m³)

積み上げ高さ : 5m以下が望ましい

作業スペース割合: 1

出典:災害廃棄物対策指針技術資料【技18-2】を基に作成

南海トラフ巨大地震で発生する災害廃棄物を全て一度に仮置きする場合の、最大の必要面積の推計結果は、表1-9のとおりです。

ただし、実際には被災した建物の解体にある程度の期間が必要なことと、その間廃棄物の処理も進むことから、ここで示す広さを確保する必要はなく、処理期間にもよりますが3年で処理が完了すると仮定すると、この2/3程度の用地が必要となります。

また、片付けごみを搬入する集積所と建物解体によるがれき類を搬入する仮置場を分けることで、迅速に設置が必要な集積所と時間的余裕のある仮置場と分けることが出来るので、災害規模に応じて検討を行います。

表1-9 仮置場必要面積の推計結果

災 害	廃棄物発生量 (t)	廃棄物発生量 (m ³)	仮置場 必要面積(m ²)
南海トラフ巨大地震	42,023	53,845	21,539
可燃物	7,564	18,910	7,564
不燃物	7,564	6,876	2,751
コンクリートがら	21,852	19,865	7,946
金属くず	2,774	2,521	1,009
柱角材	2,269	5,673	2,269

(3) 仮置場候補地の選定

大規模災害における仮置場候補地の選定に際しては、過去の事例から、設置期間が1年以上に及ぶことが予想されること、大規模公園、グラウンド、公民館、空地等は被災者の避難所・仮設住宅及び自衛隊の野営場に優先的に利用されること、発災直後や災害復旧・復興期など時間の経過により必要とされる用途が変化する可能性があることに留意し、次の条件に適合するような土地から有効面積や搬入出入口の形状などの項目で評価し、複数箇所選定することとします。

表1-10 仮置場選定条件

項目	チェック項目	
1	立地条件(周辺環境含む)	・ハザードマップ等の確認(河川敷等の危険個所を避ける) ・車両が待機できる場所の有無 ・住宅地や病院等の人通りがある場所までの距離
2	前面道路幅	・大型車両が通行可能な幅員
3	所有者	・町有地を優先
4	面積	・大量の災害廃棄物が保管できる面積
5	搬入出口の形状	・大型車両が通行可能な幅 ・搬入と搬出動線が分離可能な搬入出口を確保
6	輸送ルート	・高速道路IC・緊急輸送道路までの距離
7	土地の形状	・平坦地で障害物がなく形状が整っている土地
8	土地の基盤整備状況	・舗装されている土地もしくは敷鉄板等が設置可能な土地
9	設備	・水・電気の設備が確保可能
10	地域防災計画等で設定されている指定地	・応急仮設住宅や避難所等の指定の有無
11	その他	・廃棄物処理施設跡地等の公有地(町有地、府有地、国有地等) ・仮設住宅など他の土地利用のニーズが小さい地域の都市公園等 ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地 ・二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域 ・周辺の道路交通への影響が小さい地域 ・河川の増水により災害廃棄物が流出するおそれが高い地域 ・付着した泥・砂を洗い流した廃水の沈砂池が設置可能な場所

5 一般廃棄物処理の状況

(1) 忠岡町の処理状況

本町では、平常時の一般廃棄物は、民間事業者に運営委託している忠岡クリーンセンターが一時保管、及び府外処理施設への搬出を行っており、発災時に発生する災害廃棄物(処理困難物)に関しては、保管場所の問題もある為、仮置場の設置を検討しておく必要があります。

表1-11 忠岡町のごみ処理フロー

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	一般家庭ごみ	【収集方法】 戸別収集 【形態】 委託 【搬入先】 積替施設で大型車に積替えを行い、民間処理施設へ搬入	【処理方法】 焼却処理 メタン発酵処理 【処理形態】 委託 【処理主体】 民間処理施設	焼却後の残渣は、民間の最終処分場で埋立処分
粗大ごみ	可燃ごみ	【収集方法】 戸別収集、自己搬入 【形態】 委託 【搬入先】 積替施設で大型車に積替えを行い、民間処理施設へ搬入	【処理方法】 焼却処理 【処理形態】 委託 【処理主体】 民間処理施設	焼却後の残渣は、民間の最終処分場で埋立処分
	不燃ごみ	【収集方法】 戸別収集、自己搬入 【形態】 委託 【搬入先】 積替施設で大型車に積替えを行い、民間処理施設へ搬入	【処理方法】 再資源化(金属類)、再資源化(プラスチック類) 【処理形態】 委託 【処理主体】 資源再生業者	金属類、プラスチック類は資源再生業者において資源化し、陶磁器屑等の残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場において埋立処分
事業系一般廃棄物		【形態】 許可業者 【搬入先】 積替施設で大型車に積替えを行い、民間処理施設へ搬入	【処理方法】 焼却処理 メタン発酵処理 【処理形態】 委託 【処理主体】 民間処理施設	焼却後の残渣は、民間の最終処分場で埋立処分

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
資源ごみ	カン類	【収集方法】 戸別収集 【形態】 委託 【搬入先】 選別施設	【処理方法】 再資源化 【処理形態】 委託 【処理主体】 資源再生業者	資源再生業者において資源化
	ビン類	【収集方法】 戸別収集 【形態】 委託 【搬入先】 選別施設	【処理方法】 再資源化 【処理形態】 委託 【処理主体】 資源再生業者	分別後、資源再生業者において資源化し、ガラスくず等の残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場において埋立処分
	ペットボトル	【収集方法】 戸別収集 【形態】 委託 【搬入先】 減容施設	【処理方法】 再資源化 【処理形態】 委託 【処理主体】 指定法人	指定法人において資源化
	プラスチック製 容器包装	【収集方法】 戸別収集 【形態】 委託 【搬入先】 保管施設	【処理方法】 再資源化 【処理形態】 委託 【処理主体】 資源再生業者	資源再生業者において資源化
	小型家電	【収集方法】 拠点回収 【形態】 委託 【搬入先】 認定事業者		認定事業者において資源化
	新聞・雑誌・段ボール・古布類	集団回収		

(2) 災害廃棄物処理について

災害廃棄物量並びに廃棄物中継施設の稼働状況及び被災状況により、表1-11に示す処理フローだけでは対応できないと判断される場合は、府や近隣市町村等に対して速やかに応援要請を行います。

第2章 組織及び協力支援体制

第1節 処理体制と業務概要

1 処理主体

(1) 本町の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物と解され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第4条第1項の規定により、市町村が第一義的に処理の責任を負うこととされていることから、本町が主体となって適正かつ迅速に処理を行います。

平常時においては、忠岡クリーンセンターを管理運営する民間事業者と災害時の対応について協議し、連携体制の構築を図ります。

(2) 忠岡町中継施設の役割

忠岡クリーンセンターでは、災害廃棄物のうち、生活ごみ・避難所ごみについて、適正かつ迅速に積み替え及び搬入出を実施することを基本とします。

(3) 泉北環境整備施設組合の役割

町内で発生したし尿は、仮設トイレから発生する分も含めて、平常時同様に許可業者により収集し、泉北環境整備施設組合、第一事業所で処理を実施することを基本とします。

避難所の開設状況や仮設トイレの設置状況等の情報共有を密に図り、適切且つ迅速なし尿処理を実施します。

(4) 府の役割

本町が被災した場合、その被害規模に応じて、国や大阪府に対して災害廃棄物処理等に必要な人員の派遣や機材等の提供を要請します。また、災害廃棄物処理の支援団体として設置された災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を有効に活用して、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を行います。

(5) 事業者の役割

本町及び府と災害時における協定を締結している民間事業者には、本町及び府の要請に応じ、速やかに支援するよう求めるほか、災害廃棄物の処理に関係する事業者については、災害廃棄物の適正で迅速な処理を要請します。

2 体制と業務概要

(1) 組織体制

本町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の組織体制は、町防災計画に定めるとおりとします。また、発災時には災害廃棄物処理を担当する組織を図2-1 のとおり特別に設置します。

なお、本町においては、少数の職員で多くの役割を兼務する可能性が高いため、被害状況や災害の規模に応じて、近隣市町村、府等からの人的支援を受けて段階的に体制を構築する必要性についても事前に検討を行います。

各担当の業務内容は、表2-1 のとおりです。

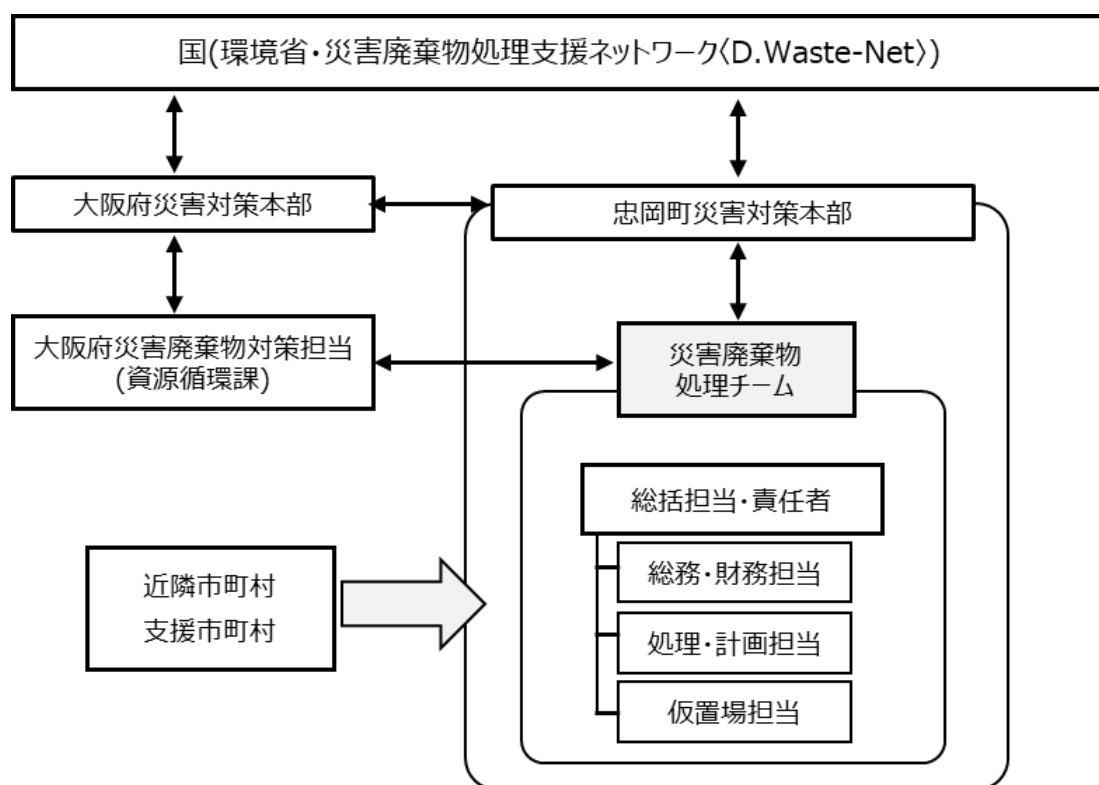


図2-1 災害廃棄物対策組織の構成

表2-1 各担当の主な業務

部門業務概要	部門業務概要
総務・財務担当	・災害廃棄物処理業務全般の総括 ・町災害対策本部・本部員会議への要請・協議 ・庁内窓口、庶務、物品管理 ・組織体制整備 ・職員派遣・受入に係る調整 ・被災状況の情報収集 ・住民への広報・情報発信 ・広域処理に係る連絡調整 ・予算管理、契約事務 ・国庫補助関係事務
処理・計画担当	・災害廃棄物発生量の推計 ・し尿発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・被災者の生活に伴う廃棄物の収集 ・適正処理困難物等の処理ルートの確保 ・災害廃棄物の収集業務管理 ・処理先の確保(再資源化、中間処理、最終処分)
仮置場担当	・仮置場用地の選定・確保 ・仮置場の設置 ・仮置場の運営・管理 ・仮設処理施設の整備・管理

(2)各主体の業務分担

発災後の各フェーズで行う業務の概要は、表2-2及び表2-3のとおりです。各フェーズでは、災害規模等により異なりますが、初動期は発災から7日程度まで、応急対策は発災から3週間程度とそれ以降の3か月程度まで、復旧・復興は応急対策後から3年程度を目安とします。

表2-2 災害廃棄物等処理(被災者の生活に伴う廃棄物)

項 目		内 容
初動期	生活ごみ	生活ごみの収集方針の決定 従来どおりの収集方針での実施、または方針の変更(災害で発生する片づけごみと混同しないようにする)
	避難所ごみ等	忠岡クリーンセンターの被害状況の把握、安全性の確認
		避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保
	し尿等	し尿収集業者の確認 仮設トイレ(簡易トイレを含む)、消臭剤や脱臭剤等の確保 し尿の受入施設の確保(設置翌日からし尿収集運搬開始:処理、保管先の確保)
応急対応 (前半)	避難所ごみ等	災害廃棄物緊急処理受付
		忠岡クリーンセンターの補修体制の整備、必要資材の確保
		収集運搬・処理体制の確保
		忠岡クリーンセンターの稼働状況に合わせた分別区分の決定
		感染性廃棄物への対策
		収集運搬・処理の実施・残渣の最終処分
	し尿等	仮設トイレの管理、し尿の収集・処理
応急対応 (後半)	避難所ごみ等	忠岡クリーンセンターの補修・再稼働の実施

出典:「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月 環境省)を基に作成

表2-3 災害廃棄物等処理(災害によって発生する廃棄物等)

項 目		内 容
初動期	被災状況の把握	管内全域、交通状況、収集ルートの被災状況確認
	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携
	解体・撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去(関係部局との連携)
	避難所ごみ等	安全性の確認
	仮置場	仮置場の必要面積の算定
		仮置場の候補地の算定
		受入に関する合意形成
		仮置場の確保
		仮置場の設置・管理・運営
	有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮
	住民等への啓発広報	住民等への啓発・広報
応急対応 (前半)	発生量等	災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計
	収集運搬	収集運搬体制の確保
	解体・撤去	収集運搬の実施
	有害廃棄物・危険物対策	倒壊の危険のある建物の優先解体(設計、積算、現場管理等を含む)(関係部局との連携)
	分別・処理・再資源化	所在、発生量の把握、処理先の確定、撤去作業の安全の確保、灯油・ガスボンベ・カセットボンベ・有機溶剤・バッテリー・PCB・トリクロロエチレン・フロンなどの優先的回収
	し尿等	腐敗性廃棄物の優先的処理(腐敗物の処理は1か月以内)
応急対応 (後半)	処理スケジュール	し尿の収集・処理
	処理フロー	処理フローの作成、見直し
	環境対策、モニタリング、 火災対策	火災防止策
		環境モニタリングの実施
		悪臭及び害虫防止対策、飛散、漏水防止策
	分別・処理・再資源化	選別・破碎・焼却処理体制の確保(可能な限り再資源化)
復旧・ 復興	収集運搬	広域処理する際の輸送体制の確立
	仮置場	仮置場の復旧・返却
	分別・処理・再資源化	廃家電、廃自動車等の処理先の確保及び処理の実施
		混合廃棄物、コンクリートがら、木くず等の処理
	最終処分場	受入に関する合意形成
		最終処分の実施

出典:「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月 環境省)を基に作成

表2-4 各担当者の分担業務

部 門	業務概要	担当組織
総 務 担当部門	・被災状況の情報収集 ・町災害対策本部の運用 ・組織体制整備 ・職員の被災・参集状況の確認及び配備 ・住民への広報・情報発信の集約 ・協定等に基づく支援要請の検討 ・職員派遣・受入に係る調整 ・避難所の開設状況確認 ・庁内庶務、物品管理、調達 ・仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画	町長公室(自治防災課等)
災害廃棄物 担当部門	・災害廃棄物処理業務全般の総括 ・町災害対策本部への参加、協議、支援要請 ・国、府及び他市町村との連絡調整(廃棄物関係) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物仮置場の設置及び運営管理 ・適正処理困難物等の処理ルートの確保 ・委託業者等の被災状況確認 ・協定に基づく支援要請(収集、運搬、処分) ・広域処理に係る連絡調整 ・予算管理、契約事務 ・国庫補助関係事務 ・し尿発生量の推計 ・処理先の確保(再資源化、中間処理、最終処分) ・廃棄物に関する窓口業務	産業住民部生活環境課
収集運搬・処理 担当部門	・災害廃棄物の収集運搬 ・生活ごみ、粗大ごみの収集運搬 ・し尿の収集運搬	産業住民部生活環境課 ※収集運搬処理・処分は委託業者に、し尿は許可業者に依頼

(3) 情報収集及び連絡体制

① 災害対策本部から収集する情報

災害廃棄物処理実施の企画立案の基礎情報とするため、表2-5 に示す情報を災害対策本部事務局等から収集し、災害廃棄物処理チーム内において情報共有するとともに、関係者に周知することとします。

また、これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて整理するものとします。

表2-5 災害対策本部事務局等からの情報収集項目

区 分	情報収集項目	目 的	収集方法
避難所と避難者数の把握	・避難所名・住所 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ数	・トイレ不足数把握 ・生活ごみ、し尿の発生量把握 ・生活ごみ、し尿の収集運搬ルートを検討	忠岡町災害対策本部より情報を収集する。
建物の被害状況の把握	・被災状況の把握(断水区域等) ・町内の建物の全壊及び半壊棟数 ・町内の建物の焼失棟数	・災害廃棄物廃棄物量及び種類等の把握 ・仮置場規模、用地の検討	
上下水道の被害及び復旧状況の把握	・水道施設の被害状況 ・断水(水道被害)の状況と復旧の見通し ・下水処理施設の被災状況	・インフラの状況把握 ・し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握	
道路・橋梁の被害の把握	・被害状況と開通見通し	・廃棄物の収集運搬体制への影響把握 ・仮置場、運搬ルートの把握	

表2-6 組織内部・外部との連絡手段

通信手段	概 要	優先順位
電話	一般加入電話、携帯電話、IP電話	・使用可能であれば利用(使用)
無線	防災行政無線	・外部との情報連絡に利用(使用)
その他	メール、FAX、広報車、災害対策本部との連絡員を配置	・電話、無線以外に情報伝達が必要な場合は適宜使用

② 府と共有する情報

災害廃棄物処理に関して、大阪府へ報告する情報を表2-7 に示します。

町は、発災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに町内の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について、情報収集を行います。特に、優先的な処理が求められる腐敗性あるいは有害廃棄物等の情報を早期に把握することで、周辺環境の悪化を防ぎます。

正確な情報が得難い場合は、大阪府に対して職員の派遣要請や、民間事業者団体のネットワークの活用等によって、積極的な情報収集を行います。

また、災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況については、発災後定期的に府へ報告します。

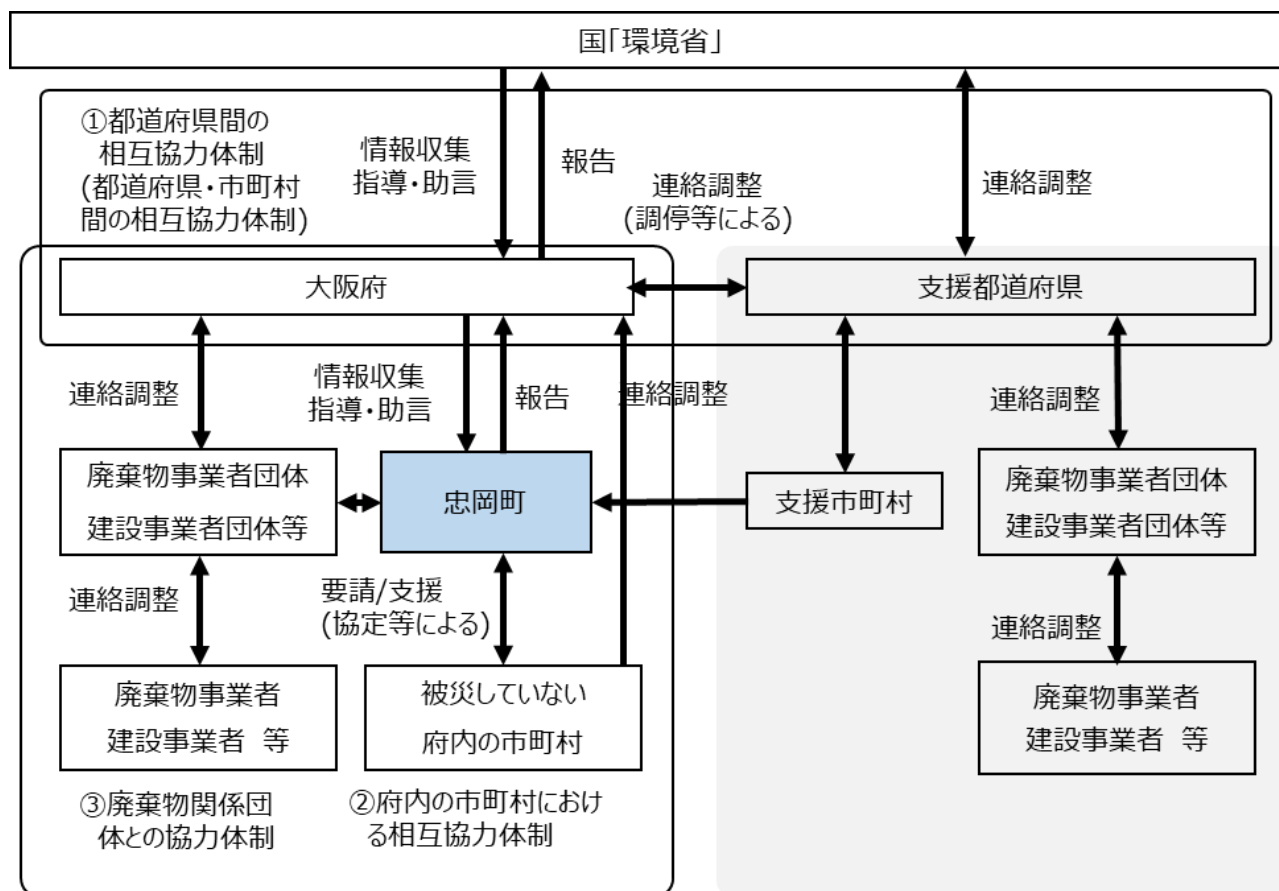
表2-7 大阪府へ報告する情報の内容

区 分	情報収集項目	目 的
廃棄物中間処理施設の被災状況	・被災状況 ・復旧見通し ・必要な支援	処理体制の構築
仮置場整備状況	・仮置場の位置と規模 ・必要資材の調達状況	
腐敗性廃棄物及び有害廃棄物の発生状況	・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の保全

③ 国、近隣他都道府県等との連絡

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制(例)は、図2-2 のとおりです。

広域的な相互協力体制を確立するために、府を通して国(環境省)や支援都道府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行います。



※政令指定都市間や、姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

出典:「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を一部修正

図2-2 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制(例)

④ その他関係者と共有する情報

ア 近隣市町村等との連絡

府との連絡手段の確保と同様に、近隣市町村等との連絡手段を確保し、表2-8 のとおり情報の共有に努めることとします。

表2-8 災害廃棄物に関連して近隣市町村等と共有すべき情報

項 目		内 容
オープン スペース	広域避難所、物資拠点、 仮設住宅を含めた空き地	災害廃棄物の仮置場は、処理の進捗に応じ変化することから、オープンスペースに関する情報は随時更新することが望ましい
処理施設	焼却処理施設 し尿処理施設 最終処分場	処理施設の被害状況、アクセスの状況など施設機能に関する情報
資機材	収集運搬車両 重機 災害用トイレ	災害廃棄物の処理や災害時に有効な資機材である収集運搬車両、重機、仮設トイレ等に関する情報
その他		避難所情報、緊急輸送路・交通規制状況、インフラ復旧状況

イ 庁内関係各課との連絡

災害廃棄物の処理を進めるうえで必要と思われる事項については、関係各課との連絡調整を行うこととします。

ウ 民間業者等との連絡

災害対策に関する応援協定を締結している民間業者等と連絡を取り、情報交換及び対策に向けての調整を行うこととします。

エ 連絡先

国・府・市町村等関連機関連絡先について、平常時から確認・整理し最新の情報を管理します。

第2節 関係機関との連携及び府・市町村・民間事業者との相互支援

1 自衛隊・警察・消防との連携

発災直後は、人命救助、被災者の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のための道路啓開等で発生した災害廃棄物の撤去が迅速に行えるよう、道路担当部署と連携するほか、災害対策本部を通じた自衛隊、警察、消防等との連携方法について調整します。

応急段階での災害廃棄物処理は、人命救助の要素も含まれるため、その手順について、災害対策本部を通じて、警察・消防等と十分に連携をはかります。

また、災害廃棄物に含まれる有害物質等の情報を必要に応じて自衛隊、警察、消防等に提供します。

2 民間事業者等との支援協定の締結

災害廃棄物は、被災家屋の柱角材や瓦、コンクリートがらなどのがれき類など産業廃棄物と同様の性状のものが多く、本町では処理の実績や処理施設が乏しいのが実情です。

このため、民間事業者の協力は、災害廃棄物処理を円滑に進める上で重要であることから、事前に協定の締結を行い、発災時には速やかに協力体制を構築するよう努めます。

また、他の協定についても、災害廃棄物処理を円滑に進める上で重要であることから、発災時には協定に基づき速やかに協力体制を構築します。

さらに、災害時における簡易トイレの必要数確保に対応するため、民間事業者と「災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定」の締結についても検討します。

表2-9 災害廃棄物処理に関係する事業者との協定(令和6年3月末現在)

名 称	締結日	締結先	応援内容
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	平成31年 3月27日	大栄環境株式会社	災害時における処理実施計画等の策定支援、災害廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分及び仮置場の管理運営

3 都道府県・市町村・民間事業者による応援体制

(1) 協定に基づく応援体制

大規模災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができず、受援の必要が生じた場合、災害時における廃棄物処理等に関する協定について、速やかにこれらの協定を運用できるよう平常時から取扱いを確認するものとします。

他市町村等、都道府県による協力・支援については、あらかじめ締結している災害協定等に基づき、町内の情勢を正確に把握し、必要な支援等についての的確に要請を行います。

協力・支援体制の構築にあたっては、D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)も活用します。

また、災害廃棄物処理業務を遂行する上で、町の職員が不足する場合は、府に対して、府職員や他の市町村職員等の派遣についての協議・調整を要請します。

表2-10 災害廃棄物処理に関する他自治体との協定(令和6年3月末現在)

名 称	締結日	締結先	応援内容
一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互支援基本協定	平成25年 3月22日	堺・泉州ブロック(堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合)	災害時の一般廃棄物(ごみ)の処理に係る相互支援
し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定	平成25年 3月22日	泉州地域(高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合)	災害時のし尿等の処理に係る相互支援

※災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の活用

環境省は、豪雨や地震などに見舞われた地域の災害廃棄物の処理を支援するため、経験豊富な全国の都道府県や市町村の職員を登録し、被災自治体に派遣する人材バンクを設立。2020年度は試験運用。

(2) 災害時における他の都道府県・市町村等との包括的な応援協定に基づく支援

大阪府以外の都道府県に対して応援要請を行う場合は、府に支援要請を行うことで、締結している応援協定に基づき支援を受けるとともに、他自治体に被害が発生した場合には、要請に応じて必要な支援を行う。なお、府が締結している応援協定は、表2-11 のとおりです。

表2-11 災害応援協定等一覧(大阪府)

協 定	締結先
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会

4 災害ボランティア

(1) 災害ボランティアの要請

災害ボランティアが必要な際は、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間など必要事項を明示し、町災害対策本部を通じて、忠岡町社会福祉協議会へ支援要請します。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係るものとしては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返却等が想定されます。

大規模災害時には、様々な分野において柔軟できめ細かい対応が可能な災害ボランティアによる支援が必要となります。災害ボランティアは、適切に活用すれば大きな力となることから、ボランティアのとりまとめを行う社会福祉協議会等に対し、平常時より、災害ボランティアによる災害廃棄物処理への適切な協力のあり方について調整を図ります。

(2) 災害ボランティアによる作業時の留意事項

参集した災害ボランティアに、災害廃棄物の撤去、泥出し、被災家財出し、貴重品や思い出の品などの整理及び清掃などの作業を要請します。

発災時には、ボランティア活動においても混乱が予想されるため、社会福祉協議会等と密接な連絡調整を行い、安全で効果的なボランティア活動が行えるよう作業内容の指示、連絡などに十分配慮し、災害ボランティアの派遣状況についても、派遣を行う部局や社会福祉協議会等に対し、逐次、情報提供を依頼します。

なお、一般的なボランティアなどは廃棄物処理に不慣れであることから、災害廃棄物の分別方法や搬入場所の案内について、廃棄物部局が災害ボランティア向けのチラシ等を作成し、派遣を行う部局や社会福祉協議会等は、これによって災害ボランティアに対し派遣前にレクチャーを行います。

ボランティア活動に関する留意点として、表2-12に示す事項が挙げられます。このため、災害発生時にボランティア受け入れる際のトラブルや混乱を解消するため、平常時から受け入れ体制について検討を進めます。

表2-12 災害ボランティア活動の留意点

留意点
・ボランティアの心構え、作業内容、ボランティア活動にあたっての注意事項等を説明する。 ・災害廃棄物の処理に関わるボランティアに対しては、分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法について説明を行う。 ・分別や排出方法を分かりやすく説明した「災害廃棄物早見表」を配布・共有しておくが良い。
・災害廃棄物処理を円滑に行うため、ボランティアには災害廃棄物処理の担当者が活動開始時点において、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法を説明しておくことが望ましい。
・災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベ等の危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を含有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項として必ず伝えるとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせない。
・災害ボランティアの装備は基本的に自己完結だが、個人で持参できないものについては、可能であれば災害ボランティアセンターで準備する。特に災害廃棄物の処理現場においては、粉塵等から健康を守るために必要な装備（防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ）が必要である。
・新型コロナ、破傷風等の感染症予防及び粉じんに留意する。 ・マスクの着用や手洗い、予防接種の他、けがをした場合は、綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診断を受けてもらう。 ・周辺地域を含めて感染症罹患者が多数発生している場合は、ボランティア活動の停止を行う。
・水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入しており、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になるため、復旧の初期段階で多くの人員が必要となる。
・平常時からの協定の締結や、発災時に災害ボランティアが実施すべき作業内容の整理をする。 ・発災後最初の休日は、多くのボランティア活動により片付けごみ等の廃棄物が大量に排出されることを見越して収集計画を検討する。

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技12】等を参考に作成

第3節 広報と情報発信

1 災害廃棄物の分別・処理に関する普及啓発・広報

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要です。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する必要があります。

情報伝達手段としては、ホームページ、SNS、広報紙、広報車、回覧板、避難所への掲示等を、被災状況や情報内容に応じて活用します。ホームページやSNS、回覧板等での情報発信は、迅速に対応出来るよう、平常時から文面等のひな形を準備しておきます。

表2-13 広報する情報(例)

項 目	内 容
全般	・災害廃棄物の収集方法 ・排出場所、排出可能期間と時間、排出方法 ・分別の必要性、分別方法、分別の種類 ・家庭用ガスボンベ、リチウムイオン電池、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB含有機器等の有害廃棄物の取扱方法 ・要配慮者に対する補助や支援に関する情報 ・不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止 ・生活ごみと災害廃棄物の排出区分の徹底 ・家電4品目の排出方法 ・最新情報の入手方法 ・災害廃棄物に関する問合せ先 ・安全対策(防じんマスクの着用等)等災害廃棄物処理に関する情報の日常的な広報(事例紹介等)
住民用仮置場の設置状況	・仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物 ※腐敗性廃棄物やガスボンベ等の危険物の排出方法も記載する。
(一次・二次)仮置場の設置状況	・仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物 ・仮置場への搬入方法、分別方法、搬入可能時間等 ・要配慮者に対する補助や支援に関する情報 ※腐敗性廃棄物やガスボンベ等の危険物の排出方法も記載する。
災害廃棄物処理の進捗状況	・災害廃棄物の処理状況(進捗率の見える化)等

2 災害廃棄物の減量に関する普及啓発・広報

災害廃棄物は、被災家屋の木材等や瓦、ブロック等のほか、破損や水に浸かった家財道具などから構成されています。このため、建物等の耐震化や家財道具の転倒防止等の対策が講じられていれば、災害廃棄物の排出量をある程度抑制することが可能です。特に、風水害では、警報が発令される様な気象状況では、予め布団や家電製品など水没すると使えなくなるような家財道具を、2 階や棚・テーブルの上などの高い場所に避難させるだけで、廃棄物となる事を防ぐことが可能です。

また、日常的に廃棄物の排出抑制や分別が徹底できていれば、災害時においても排出抑制や分別への配慮が可能です。

このため、平常時から、住民に対し住宅の耐震対策や防災意識、ごみの減量化や分別について普及啓発を行います。

3 住民への情報伝達方法

住民への情報伝達にあたっては、あらゆる媒体を活用します。本町で活用する広報媒体は表2-14のとおりです。

また、情報伝達に際しては、できるだけ複数の媒体を利用するなど、高齢者、障害者、外国人等要配慮者へも確実に情報が伝わるよう、広報の方法や頻度、内容に配慮します。

表2-14 広報手段

対象者	広報手段
庁内各課	庁内放送、庁内電話等
一般住民、被災者	防災行政無線、消防防災無線、広報車、報道機関、ホームページ、SNS、掲示板等
各関係機関	防災行政無線、電話、FAX等
報道機関	電話、FAX、文書、会見等

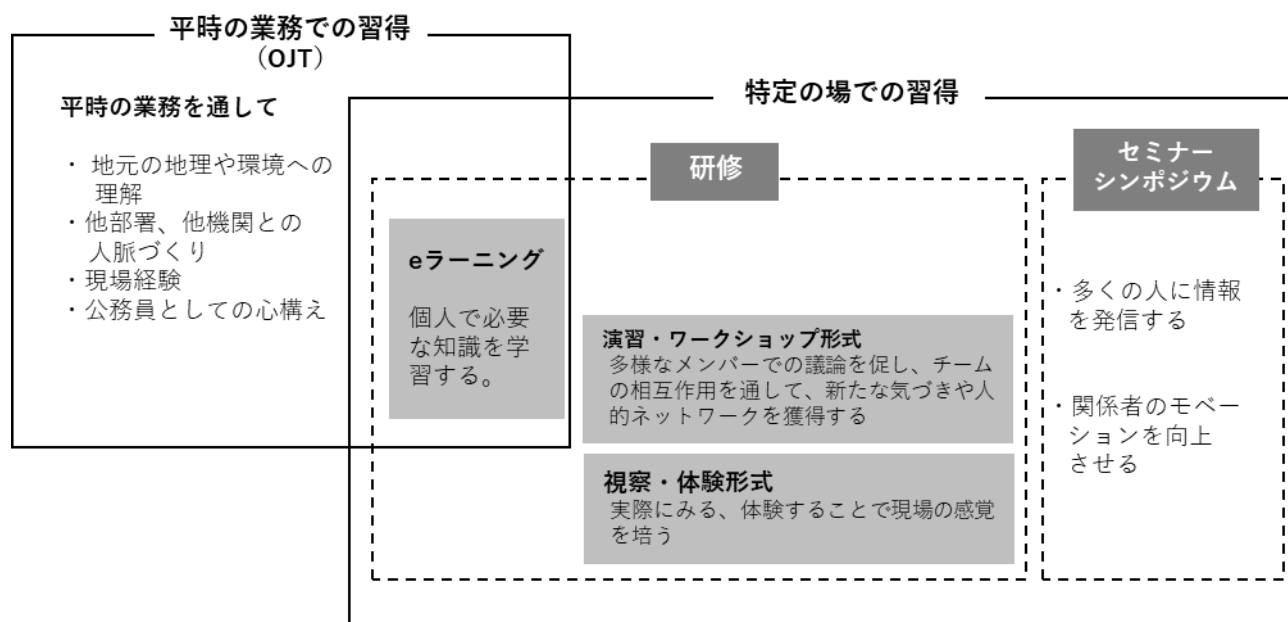
第4節 教育訓練・研修

発災後速やかに災害廃棄物を処理するためには、災害廃棄物処理に精通し、かつ柔軟な発想と決断力を有する人材が求められることから、平常時から災害マネジメント能力の維持・向上を図る必要があります。

そのため、本町においては、町職員・域内事業者や地域住民、自治会を対象とした研修の実施や、都道府県が開催する都道府県・市町村・民間事業者団体等の職員を対象とした研修に参加するなど、災害廃棄物処理に求められる人材育成に努めます。

また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について積極的に協力し、災害廃棄物処理に対する対応力の強化を図ります。

災害廃棄物処理に必要な能力の習得方法例は、図2-3 のとおりです。



出典:「災害廃棄物情報プラットフォーム」(国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ、令和元年10月時点)

図2-3 災害廃棄物処理に必要な能力の習得方法例

第3章 災害廃棄物処理

第1節 生活ごみ等(避難所ごみ)の収集、処理・処分

避難所で発生する廃棄物は、忠岡クリーンセンター及びし尿処理施設へ搬出されるまでの間は、原則として避難所に保管します。

避難所を含む生活ごみは、原則として平常時と同様に収集します。このため、平常時に避難所ごみの収集計画について検討し、避難所開設時には速やかに避難所ごみの収集体制が構築できるように準備します。

平常時の収集運搬体制、処理体制が確保できない場合は、必要に応じて府や応援自治体、民間事業者等へ支援要請を行います。なお、その場合生ごみなど腐敗性のごみが含まれる燃えるごみの収集・運搬体制の確保を優先し、衛生面で問題の無い燃えないごみや資源ごみ等については、各家庭や避難所等での保管をお願いする場合があります。

なお、被災して壊れた家具などの粗大ごみは、片付けごみとして処理するため、通常の収集を停止し仮置場への搬入をお願いする場合があります。

表3-1 生活ごみの処理優先順位

優先度	ごみ種類	備考
高 ↑ ↓ 低	高感染性廃棄物	感染症患者の使用したマスクや紙おむつ等
	携帯トイレ、紙おむつ	密閉し、他の燃やすごみとは分けて保管する
	燃えるごみ(生ごみ)	水分はできるだけ切り、密閉して保管する
	燃えるごみ(生ごみ以外)	
	燃えないごみ、資源ごみ	ペットボトル等は内部をすすいでから保管する

表3-2 避難所ごみの分別方法

時間対応		初動期(発災直後)		応急対策期
		集積所(持込)	回収再開時	通常運用まで
可燃ごみ	食品ごみ	●「可燃ごみ」として、回収(回収再開の見込みが立つまで)	●「可燃ごみ」として、頻度を減らして回収	●「可燃ごみ」として、頻度を減らして回収
	おむつ・衛生用品			
	腐敗性の高い物			
	容器包装材	○可能な限り保管を依頼		
	その他(非腐敗性)			
(資源系) 分別回収ごみ	紙類	△	△	△
	プラ製容器包装	△	△	△
	缶・びん・ペットボトル	△	△	○回数を限定して回収
医療系廃棄物・有害廃棄物	廃電池類	△	△	○回収を限定して回収
	廃蛍光灯類	●割れた物は梱包・ラベリングして分別排出		○回収を限定して回収
	医療系廃棄物(家庭)	●梱包・ラベリングして分別排出		
	その他の有害廃棄物(生活復旧に支障を来す)	●梱包・ラベリングして分別排出		
その他		○可能な限り保管を依頼		

●:最優先すべき○:優先すべき△:優先順位は低い

出典:廃棄物分別・処理実務マニュアル(一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著)を一部修正

第2節 し尿処理

災害発生時の生活排水処理についても、基本的には平常の処理・収集作業を行います。

避難所が設置され、避難者数が多い場合については、避難所の既存トイレだけでは不足する事態も想定されるため、優先順位を決定しながら仮設トイレの設置やし尿収集作業を実施するものとします。

し尿の収集については、衛生上及び1基当たりの許容量の観点から、仮設トイレの収集を優先するものとし、通常の汲取り世帯、避難所、断水世帯における発生量、収集必要頻度を把握した上で、収集処理計画を検討します。

収集処理計画については、浄化槽汚泥の収集を含め、泉北環境施設整備組合以外での処理の検討等も踏まえ、収集から処理までの一体的な計画とします。

収集運搬の実施主体は、原則し尿の収集運搬許可業者とし、不足する場合については府へ支援要請を行い、収集運搬体制を確保します。

処理は、原則泉北環境施設整備組合で行うものとしますが、施設の破損による一時稼動停止や受入能力を超える場合については、下水道処理施設並びに協定に基づく他自治体及び民間事業者での処理の実施、若しくは搬入を遅らせても影響の少ない箇所に対しては受入制限を行うほか、被害状況や各種処理可能方法について、行政組合と協議した上で、収集処理計画を策定し実施します。

また、使用済みの携帯トイレ、簡易トイレについては、紙おむつ同様に汚物はできるだけ取り除いた状態にしてもらい保管・収集することとします。

第3節 災害廃棄物処理

1 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画とは、実際に発生した災害の被害状況に即し、災害廃棄物の処理体制や処理方法等について定める計画です。

災害廃棄物処理実行計画で整理する項目は、表3-3のとおりです。

表3-3 災害廃棄物処理実行計画の項目

1 概要と方針	
(1) 計画の目的 (2) 計画の位置付け	本計画に基づき記載 対象災害で発生した災害廃棄物の処理が完了するまでの期間 随時、災害廃棄物量や種類の精査を行い、処理状況や体制の変更があった場合には見直しを行います。
(3) 計画の期間	
(4) 計画の見直し	
2 被災状況及び災害廃棄物の発生状況	
(1) 地域内の被災状況 (2) 災害廃棄物の発生状況	策定時最新の災害廃棄物の発生量の推計結果
3 災害廃棄物処理の基本方針	
(1) 基本的な考え方	①適正かつ円滑・迅速な処理、②環境に配慮、③安全性の確保、④リサイクルの推進による最終処分量の減量化等
(2) 処理期間	概ね3年を目処
(3) 処理体制	庁内の組織体制以外にも、周辺自治体や産廃処理事業者の連携等も整理します。
(4) 処理フロー	種類別に処理フローで整理
4 災害廃棄物の処理方法	
(1) 災害廃棄物の集積	仮置場の設置、運営方法の整理
(2) 災害廃棄物の選別	仮置場での分別区分とその手法の整理
(3) 災害廃棄物の処理・処分	廃棄物の種類別の処理・処分方法の概要整理

2 発生量・処理可能量

災害発生時における災害廃棄物の発生量推計は、実際の被災状況に応じて表1-4及び表1-5で示した原単位を利用して推計します。建物の被害棟数などを推計するためには、災害対策本部に報告された建物の被害棟数を基本とします。

災害廃棄物の処理可能量は、推計した災害廃棄物量並びに忠岡クリーンセンターの一時保管容量、稼働状況及び被災状況を把握し試算しますが、既存の施設だけでは対応できないと判断される場合は、府や近隣市町村等に対して速やかに応援要請を行います。

3 収集運搬計画

平常時より、地元関係機関・業界団体等との協力体制を確保します。

発災後は速やかに、利用可能な収集運搬車両や重機の確認と車両の手配を行い、災害対策本部を通じて道路の被災状況を確認します。また、収集運搬計画を策定する際には、収集運搬車両や重機の燃料確保についても考慮します。

生活ごみについては、被災状況に応じて平常時の収集ルートやスケジュールの変更を検討します。あわせて設置された避難所の状況に応じて、避難所ごみの収集ルートについても検討します。

片付けごみ、解体がれきについては、住民自ら自宅・被災現場から仮置場への運搬を行うことを基本としますが、被災状況によっては協力を要請した関係機関・業界団体等に片付けごみや解体がれきの収集・運搬を依頼します。

4 災害廃棄物の処理方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針は、表3-4のとおりです。

発生から概ね3年以内の処理完了を目指しますが、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定します。

表3-4 災害廃棄物の処理に関する基本方針

基本方針	内 容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	本町による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、都道府県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

(1)がれき類の処理・処分

被害状況から災害廃棄物の種類別に発生量を推計し、その発生量に応じて適切に処理方針を整理します。

比較的被害規模が小さく、可燃物や粗大ごみ程度の不燃物が主体の場合は、平常時のごみ処理同様に忠岡クリーンセンターへの搬入を基本として、廃棄物の性状や量に応じて適宜民間処理会社への委託処理を行い、適切に処理・処分を進めます。

なお、建物の解体に伴うコンクリートがら、金属くずについては、忠岡クリーンセンターでは処理できないため、支援協定を締結している民間の産業廃棄物処理施設で処理を行います。

(2)再資源化

災害応急時においても、可能な限り災害廃棄物等の分別を行い、再資源化を図ります。

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとの留意点に配慮し、処理と再生利用、処分を行います。

災害廃棄物等は、様々な種類の廃棄物から構成されることから、平常時において産業廃棄物処理業者などの民間事業者との協力体制構築について検討します。

(3)最終処分

本町では、不燃物の処理について大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）の処分場にて埋め立て処分を行っています。災害廃棄物についても、基本的には平常時と同様に忠岡クリーンセンターでの不燃物含めて、フェニックスでの埋立を行います。

なお、施設の被災などで不燃物の処理が行えない場合は、広域的に処分を行う必要が考えられるため、経済的手段・方法で運搬できる最終処分場のリストを作成し、民間事業者等との活用も含めて検討するほか、最終処分場の確保が困難な場合は、府に対して支援を要請し、適切な最終処分を行います。

5 広域的な処理・処分

忠岡クリーンセンターほか既存の施設だけでは処理が困難であると判断される場合は、周辺自治体等への支援を要請します。支援要請に際しては、第2章第2節に基づき対応します。

6 有害廃棄物・処理困難物等

有害廃棄物・処理困難物については、基本仮置場には持ち込まない様に周知します。また、災害がれきの解体・撤去作業時や仮置場での選別作業時に発見した場合は、原則として専門処理業者に引き渡すものとし、その場での引き渡しが困難な場合は、仮置場の指定する場所に一時保管します。

有害廃棄物・処理困難物等の処理方法は、表3-5のとおりです。

表3-5 有害廃棄物・処理困難物等の処理方法

種 類	処理方法
廃アスベスト等	・廃アスベスト等は仮置場に持ち込まない。 ・被災した建物の解体前には、アスベストの事前調査を行い、アスベストの使用が確認された場合は、解体がれき類にアスベストが混入しないように適切に除去を行い、廃アスベスト等またはアスベスト含有廃棄物として適正に処分します。 ・仮置場の災害がれき中にアスベストを含む恐れがあるものを発見した場合は、分析によって確認します。 ・建物の解体・撤去及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、アスベスト暴露防止のために専用のマスクやメガネ等を着用し、散水等を適宜行います。
廃PCB 及び PCB 廃棄物	・廃PCB 及びPCB 廃棄物は仮置場に持ち込まない。 ・PCB を使用・保管している建物の解体・撤去を行う場合や、解体・撤去作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物と混同しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門処理業者に引き渡します。 ・仮置場の災害廃棄物中にPCB 機器類を発見した場合は、他の廃棄物と混同しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門処理業者に引き渡します。 ・仮置場の災害廃棄物中に、PCB 含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器が見つかった場合は、PCB 廃棄物とみなして対応します。 ・管理者や保管場所が被災等により適切な保管・管理が困難と判断される場合は、町が一旦回収し適切な保管・管理体制が整うまで、もしくは処理が完了するまで保管・管理します。
腐敗性廃棄物	・水害時は、水没した便槽等からのし尿・浄化槽汚泥等水分を含んだ腐敗性の廃棄物が多く発生する傾向にあり、腐敗の進行が早く、衛生上の問題もあることから、優先的に焼却等の処理を行います。 ・焼却等が困難な場合、悪臭防止のため消石灰を散布した後に腐敗性廃棄物を置くことや、廃棄物の密閉容器やフレコンバッグによる保管を行う等、関連法令に留意して衛生環境を確保しながら処理を行います。
その他有害物 及び危険物	・建物の解体前には、有害物質取り扱いについての確認を行います。 ・有害物質、化学物質等は、専門処理業者に引き渡します。 ・スプレー缶、カセットボンベ等の危険物や、プラスチック、塗料等数多くの製品に含まれる化学物質による事故が起されば、深刻な環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがあることから、危険物の分別収集の周知徹底等に努めます。

第4節 仮置場の運営・管理

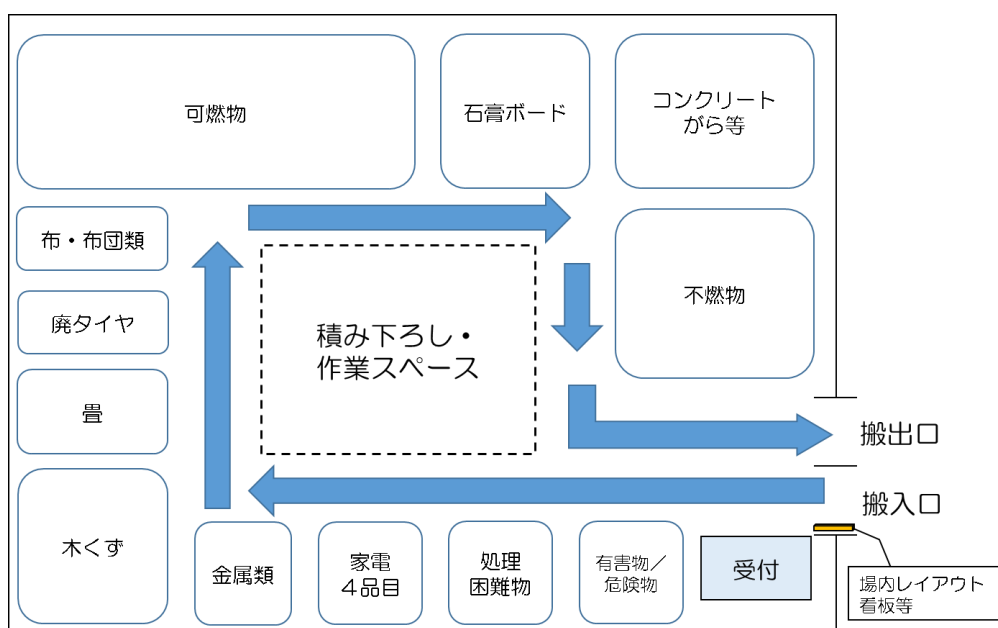
(1) 仮置場の開設

災害発生時の仮置場の開設は、被災状況や被災エリアに応じて、公共用地から選定し、協定締結事業者からの協力を得て、必要数を設置、開設します。公共用地の中には、仮設住宅建設予定地や自衛隊活動拠点など地域防災計画における防災拠点として位置付けられている場所もあるため、仮置場の開設にあたっては、関係機関と調整の上、利用可能の是非を確認しなければなりません。

大規模災害の場合、仮置場は数か月～最大3年程度開設することになるため、場内や周辺の飛散防止など環境対策を行い、適切な管理を実施していくとともに、迅速に災害廃棄物の処理を進めていきます。

(2) 仮置場内のレイアウト

仮置場は、分別の推進と作業の安全を考慮し、区画や搬入路、人員の配置等を設定する。仮置場内の配置等は図3-1を一例とし、後述の(4)表3-7のとおり考慮し設定します。



- ・分別配置などは例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する。
- ・災害廃棄物の分別区分は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決める。

図3-1 一次仮置場配置例

(3) 仮置場の管理・運営

仮置場を設置する場合は、速やかに協定を締結している民間事業者と協議し、それらの協力を得て必要な機材や人員を確保します。また、周辺環境や安全に十分配慮しながら災害廃棄物の受入、分別、積み込みや搬出などスムーズな運営を行います。

① 必要資機材の確保

仮置場の運営に必要な資機材は以下のとおりです。平常時から関係機関・業界団体と災害支援・応援に係る協定を締結し、必要資機材の手配方法を定めるとともに、本町が保有する資機材について保管場所を記載した一覧表を作成し、定期的に保管状況を確認します。

表3-6 仮置場の必要資機材

重機	フォーク付きバックホウ、ショベルローダー、グラップル等(仮置場内分別品目の整理、積み上げ、粗選別、搬出車両への積込等で使用)
受付機材	搬入者の受付場所(雨天時を考慮したユニットハウス等)、受付台等
看板等掲示板	分別区分を示した立て看板、仮置場内配置図、持ち込み禁止物や便乗ごみ持込等注意喚起する掲示板
門、フェンス等	不法投棄防止のため周囲を囲うフェンス、車両通路のぬかるみ防止用の敷材等
二次災害防止	害虫防止用薬剤、消火器
作業員詰所	ユニットハウス、電源、仮設トイレ等
その他	カラーコーン、誘導矢印、デジタルカメラ等

② 仮置場の管理人員の確保

仮置場への便乗ごみの搬入や不法投棄防止のため、必要な人員を配置する。また過去の被災地では、仮置場周辺で搬入車両による渋滞が問題となっていることから、車両誘導・交通整理人員などを配置し、スムーズな搬入出が行える体制を整えます。

必要な人員は、職員のほか、協定に基づく支援、ボランティアや国・大阪府・他自治体からの応援職員などにより確保し、常時複数人が作業にあたる体制を構築します。

③ 搬入・搬出管理

仮置場へ搬入する車両に関して、受付で搬入台数のカウント、搬入車や搬入物の確認を行い、災害廃棄物ではない廃棄物や町外からの搬入防止を徹底します。また、災害廃棄物の種別や搬入量を管理するため、搬入車両の荷台の写真撮影を行います。

仮置場からの搬出にあたっては、搬出車両の台数と積込容量の確認を行い、写真撮影や確認結果を記録します。また、仮置場内にトラックスケール等を設置して、搬出量を計量し、処分量の把握を行います。

(4) 仮置場の運営における留意点

仮置場の管理・運営にあたっての留意事項は表3-7のとおりです。災害発生後は、仮置場の周辺状況等に応じて、環境保全対策や安全対策を行います。

表3-7 仮置場運営における留意事項

留意点	対 策	備 考
粉塵の 飛散防止	・散水の実施 ・仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置 ・フレコンバッグに保管	・散水によるトラフィカビリティの悪化に注意 ・住宅地に近接する場合は、粉じみだけでなく騒音にも配慮
土壌汚染 防止	・災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートを設置 ・排水溝及び排水処理設備等の設置を検討 ・仮置き前にシートの設置ができない場合は、汚水が少ない種類の廃棄物を仮置きするなど土壌汚染防止に努める	・仮置場使用開始前に、土壌汚染調査もしくは土壌サンプルの採取を実施

発火・火災 防止	・畳や木くず、可燃混合物を固めて高い山にして、長期保管することは極力避ける ・特に混合物の山には、排熱及びガス検知を兼ねたパイプを通し、定期的にモニタリングを行う ・仮置場に積み上げられる可燃性廃棄物は、高さ5m以下、一山あたりの設置面積を200㎡以下にする ・積み上げられる山と山との離隔距離は2m以上とする	・散水により、化学反応や微生物の活動が活発になり、発熱が進む可能性もあることに注意が必要
環境リスク 対策	・低騒音型重機使用による騒音対策、飛散防止ネットや散水による大気汚染対策、消石灰・消毒剤等散布による悪臭対策等を実施する	
災害廃棄物 の分別	・可能な範囲で分別を行う。 ・応援職員等との連携を図り、災害廃棄物早見表を配布して作業を行う	
仮置場の 安全管理	・肌の露出を避ける服装、マスク、ヘルメット、軍手、ゴム手袋、ゴーグル、安全靴（踏み抜き防止インナー）を着用する	
その他	・管理者等を常駐させ、便乗ごみ排出防止や分別指導等を行う	

【仮置場運営上の注意点】

- ◆ 保管する予定の廃棄物の性状に応じて、シート敷設や覆土等土壌汚染防止対策を検討する。
- ◆ 仮置場の選定は、候補地リストの中から、町災害対策本部内で調整の上で行う。
- ◆ 仮置場候補地は、平常時若しくは使用前に土壌調査をしておくことが望ましい。
- ◆ 仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。（平常時に作成しておく。）
- ◆ 仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努める。
- ◆ 災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。
- ◆ 分別が出来てない状態で搬入した場合、仮置場での荷下ろしに時間がかかるため、分別車両を優先するなど、分別搬入の徹底呼びかけを行う。
- ◆ 一次仮置場では、自家用車での搬入待ちによる渋滞を防ぐため、十分な広さの待機スペースを設ける。
- ◆ 生ごみは搬入不可とする。また、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は可能な限り、買い替え時に購入店に引き取ってもらうようにする。
- ◆ 仮置場の運営・管理は、早期に関係機関・業界団体等への外部委託を検討する。
- ◆ 野焼き禁止の広報を行う。

(5) 仮置場の閉鎖

仮置場を閉鎖するにあたり、土壌分析等を行い、土地の安全性を確認し、必要に応じて仮置場の原状復帰後、土地管理者に返却します。

第4章 その他

第1節 感染症対策

災害廃棄物の処理・処分に際しても、新型コロナウイルスやその他感染症の感染拡大防止のため、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(令和2年9月(令和5年3月一部改訂)環境省環境再生・資源循環局)などのガイドラインを参考にし、感染拡大防止について適切に対策を行います。

感染症対策として注意すべき廃棄物の例として、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物(例)は、表4-1のとおりです。

表4-1 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物(例)

主な廃棄物(具体例)	特 徴
・感染者の生活系廃棄物、感染者の呼吸器系分泌物(鼻水、痰等)が付着したマスクやティッシュ ・食事などの際に利用した使い捨ての食器 ・排泄物が付着したおむつ、し尿等	・家庭及び事業所は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物処理法に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しない。 ・感染拡大に伴って発生・増加する。(なお、感染拡大に伴う外出自粛等により、左欄以外の通常の廃棄物は家庭において増加し、事業所において減少する傾向がある。)

出典:「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

(令和2年9月(令和5年3月一部改訂)環境省環境再生・資源循環局)一部編集

1 廃棄物排出時の対策

廃棄物排出時における具体的な感染防止策としては、廃棄物に直接触れないこと及び廃棄物を捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどが重要です。

なお、これらの廃棄物を出すときには次の5つのことを改めて意識することが重要なため、これら注意事項について、住民への広報や避難所への掲示を行うことで、感染防止を図ります。

- ・ごみ袋の口は、しっかり縛って封をすること。(廃棄物が散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくなる。)
- ・ごみ袋の空気を抜いて出すこと。(収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくするとともに、収集車内での破裂を防止できる。)
- ・ごみ袋はできるだけ二重にして利用すること。(袋に破れがある場合などでも密閉性を確保できる。)
- ・生ごみの水切りをすること。(廃棄物の量、重さを減らすことができる。)
- ・廃棄物の減量に努めること(外出自粛を受けて家庭からの廃棄物の量が増加しがちであるところ、廃棄物の量を減らすことができる。)なお、感染症の疑いがある住民から発生したごみや、感染者が発生した避難所からのごみについては、通常は資源ごみとしているペットボトルや紙製容器包装及びプラスチック製容器包装等についても、燃やすごみとして焼却処分とする場合も想定されます。

2 ごみ処理時の対策

処理作業及び事務作業等における共通の対策として、職員やボランティア参加者などに対して、感染防止の3つの基本(身体的距離の確保、マスク・手袋の着用及び手洗い)を含む新しい生活様式の実践を心がけてもらうとともに、廃棄物処理体制の構築に当たっては、ローテーション制を導入し出勤する職員の数を極力少なくし、備品のうち他人と共用する物品等については消毒を徹底するなどの配慮を行います。

また、ボランティア参加者に対しても、日々の健康状態の確認のほか、人混みや繁華街への不要不急な外出の自重及び帰宅時の手洗い・うがい等の徹底についても心がけてもらいます。

廃棄物の収集・運搬、処理・処分に係る施設や設備等の維持管理・点検などへの従事者の感染防止策としては、以下の対策を講じます。

- ・廃棄物の収集、運搬、手選別及び運転席が開放された状態の重機の運転などの廃棄物に接触する作業を行う際の手袋、マスクその他の个人防护具及び肌の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用(気温の高い時期は、感染対策を講じた上で、こまめな水分補給などの熱中症対策も実施)
- ・作業終了後の手洗い及び手指消毒等の実施
- ・運搬車両や施設等のうち手や手袋等の防護具が触れる箇所の清掃及び70%以上濃度のアルコールや0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いた消毒の実施(対象の感染症により有効な消毒液が異なるので注意すること)
- ・休憩、着替え及び車両による移動等の際の3密の回避、換気の実施並びにマスク未着用での近距離での会話の自重

3. 有害廃棄物・危険廃棄物の対策

有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とする。また、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報する。

廃農薬・薬品等の有害性物質や消火器、高圧ガスボンベ等の危険性がある廃棄物は、生活環境保全及び作業環境安全の観点から他の災害廃棄物と分けて収集・保管し、専門機関・専門業者へ委託して適正処理を行う。

4.アスベスト対策

仮置場で飛散性アスベストや非飛散性アスベストを保管する場合には、飛散対策を講じた上で、他の廃棄物と混同しないよう適切に管理する。

非飛散性アスベストであるか疑わしい建材については、石綿の飛散防止の観点から、石綿含有建材と見なし、て仮置きする。

表4-2 アスベストを保管する上での注意事項

	仮置場で保管する上での注意事項
飛散性アスベスト	・ 二重梱包して封入する。 ・ 仮囲いや屋根等を設けて風雨にさらされない環境で保管する。
非飛散性アスベスト	・ トラック等に踏まれて破損しないように保管場所を設ける。 ・ 湿潤化した上で可能な限り袋詰めにする。 ・ トラックからの荷降ろしは手作業で行い、破損しないようにダンプアップはしない。

第2節 処理事業費等

1 補助金申請

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要なことから、被災市町村のみで対応することは困難であるため、国の補助事業の活用が必要となります。環境省においては、「災害等廃棄物処理事業」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類の災害関係補助事業があります。

補助事業の活用は災害廃棄物対策の基本方針に影響するものであり、府と連携して円滑な事業実施のため、発災後早期から国の担当窓口との緊密な情報交換を行います。

災害廃棄物処理事業の補助金申請においては、廃棄物処理に係る管理日報、写真等多くの書類作成が必要なため、必要な人員確保に留意します。

表4-3 補助金の概要

【災害等廃棄物処理事業費補助金】

(概要)

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援。

- 事業主体 市町村等(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)
- 補助率 1/2

【廃棄物処理施設災害復旧費補助金】

(概要)

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業。

- 事業主体 市町村、廃棄物処理センター・PFI 選定事業者・広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社
- 補助率 1/2

2 町の補正予算

災害等廃棄物処理事業を進めるにあたり、町の廃棄物担当部門の予備費では収まらず、補正予算を編成することが想定されます。

また、補正予算は単に災害等廃棄物処理にとどまらず、インフラの復旧や避難所の運営経費等、それぞれの担当部局が財政部門と協議を重ねることとなります。そのため、特に歳入の柱となる各省庁の補助制度については、担当部局及び財政部門とも十分に理解する必要があります。

災害対策という急施を要する状況では、地方自治法第179条専決(処分)が用いられた例もあり、災害廃棄物処理費用が多額に上る際には、費用の必要性と根拠を多方面に説明し、理解を得て慎重に対応する必要があります。

第3節 その他

1 環境対策、モニタリング、火災防止対策

生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に仮置場や廃棄物処理施設、廃棄物運搬ルート、建物の解体・撤去現場等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、住民及び処理業者へ情報の提供を行います。モニタリングを行う環境項目やスケジュールについては、平常時に検討した内容をもとに、被災状況を踏まえ設定します。

災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の見直しを行います。

災害廃棄物に係る一連の処理・処分に伴う、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等に対する環境影響と要因は、表4-4のとおりです。

表4-4 災害廃棄物の処理に係る主な環境影響と要因

影響項目	対 象	主な環境影響と要因
大気質	被災現場 (解体現場等)	・解体、撤去作業に伴う粉じんの飛散 ・アスベスト含有廃棄物(建材等)の解体に伴う飛散
	運搬時	・廃棄物等運搬車両の走行に伴う排ガスによる影響 ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う粉じんの飛散
	仮置場	・重機等の稼働に伴う排ガスによる影響 ・中間処理作業に伴う粉じんの飛散 ・アスベスト含有廃棄物(建材)の処理によるアスベストの飛散 ・保管廃棄物からの有害ガス、可燃性ガスの発生 ・(仮設)焼却炉の稼働に伴う排ガスによる影響
騒音 振動	被災現場	・解体、撤去等の作業時における重機等の使用に伴う騒音、振動の発生
	運搬時	・廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音、振動
	仮置場	・仮置場での運搬車両の走行による騒音、振動の発生 ・仮置場内での破砕・選別作業における重機や破砕機等の使用に伴う騒音、振動の発生
土壌等	仮置場	・仮置場内の保管廃棄物からの有害物質等の漏出による土壌への影響
臭気	仮置場	・仮置場内の保管廃棄物及び廃棄物の処理に伴って発生する臭気による影響
水質	仮置場	・仮置場内の保管廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 ・降雨等に伴って仮置場内に堆積した粉じん等の濁りを含んだ水の公共水域への流出 ・焼却炉(仮設)の排水や災害廃棄物の洗浄等に使用した水(排水)の公共水域への流出
その他	仮置場	・保管廃棄物(混合廃棄物、腐敗性廃棄物等)による火災発生

2 思い出の品等

(1) 思い出の品や貴重品

風水害で漂着したり、道路啓開で回収された廃棄物には、思い出の品や貴重品が混じっている場合があります。

これら思い出の品や貴重品は、安易に廃棄物として処理を行わず、仮置場とは別に保管場所の確保を行い、ある程度の洗浄を行った後、保管・広報・返却等を行います。

貴重品類の取扱いについては、警察と連携をはかります。

歴史的遺産、文化財等が含まれる場合は、他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点の周知を徹底します。

表4-5 思い出の品等の取扱いルール

項 目	取扱いルール等
定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、パソコン、カメラ、ビデオ、携帯電話、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
基本事項	公共施設で保管、台帳の作成、広報、閲覧、申告等により引き渡し
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。または住民の持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
運営方法	地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
返却方法	基本は面会引き渡しとする。

(2) 愛玩動物等の死体

災害により死亡した愛玩動物等の死体は、公衆衛生の観点からできるだけ早く火葬等の処理を行う必要があります。飼い主が判明している場合は、飼い主にできるだけ早く対応をお願いしますが、被災状況によっては処理手数料の減免等の措置を講じて、町で引き取り処理することとします。

また、水害等で飼い主が不明な死体が見つかった場合は、死体の確認場所や個体の特徴等を記録し、腐敗が始まる前に適切に火葬等の処理を行うほか、思い出の品等の保管場所などで対応状況を公開します。